

保育所等利用相談の実施について

川崎市では、令和6年4月の保育所等入所申請において入所保留となった方を対象に、保育所や川崎認定保育園などの利用相談・案内を行います。

【実施概要】

- ◎ 対象者：令和6年4月の入所申請において入所保留となった方
- ◎ 内 容：保育所や川崎認定保育園などの利用相談・案内

(1) 平日開庁時間内(祝日を除く月～金曜日) ※事前予約は不要です

- 実施期間：1月22日(月)～
- 相談時間：8時30分～17時(12時～13時を除く)
- 場 所：各区役所児童家庭課(川崎区大師・田島地区は地区健康福祉ステーション)
※直接、窓口にお越しください。状況によりお待ちいただくことがあります。

(2) 平日開庁時間外(月～金曜日) ※事前予約が必要です

- 実施期間：1月23日(火)～1月26日(金)
- 相談時間：17時30分～19時30分(最終受付19時)
- 場 所：各区役所児童家庭課(川崎区大師・田島地区は地区健康福祉ステーション)

(3) 土曜日(午前) ※事前予約が必要です

- 実 施 日：1月27日(土)
- 相談時間：9時～12時(最終受付11時30分)
- 場 所：各区役所児童家庭課(川崎区大師・田島地区は川崎区役所で実施)
※二次利用調整に向けた希望園の追加・変更の受付は2月2日(金)までです。

【予約申込方法】

平日開庁時間外及び土曜日の相談は、事前予約が必要です。お住まいの区の予約申込先(裏面参照)に電話でお申し込みください(受付時間：平日8時30分～17時)。

◇予約開始は1月23日(火)8時30分からとなります。

- 平日開庁時間外の相談は、相談日当日の12時までにご予約してください。
- 土曜日の相談は、前日金曜日の12時までにご予約してください。
※ 事前予約の無い方は、時間外相談を受けることができません。
※ 相談時間は約30分です。状況により、お待ちいただくことがあります。

【相談にあたってのお願い】

インフルエンザ等の感染症拡大防止のため、可能な限り少人数での来庁をお願いします。また、ご本人や同居のご家族に強い風邪症状のある方がいる場合、来庁を控えていただき、電話での相談をお願いします。

《予約申込先・相談実施場所 一覧》

平日開庁時間外及び土曜日の相談は、事前にお住まいの区・地区の窓口に電話で予約申込してください。

区・地区		予約申込電話	実施場所	
			平日	土曜日
川崎区	川崎地区	044-201-3339	川崎区役所4階 児童家庭課	
	大師地区	044-271-0169	大師支所1階 大師地区健康福祉ステーション 児童家庭サービス担当（10番窓口）	川崎区役所4階 児童家庭課
	田島地区	044-322-6703	田島支所1階 田島地区健康福祉ステーション 児童家庭サービス担当（7番窓口）	
幸区		044-556-6731	幸区役所2階 児童家庭課（5番窓口）	
中原区		044-744-3284	中原区役所2階 児童家庭課（2番窓口）	
高津区		044-861-3371	高津区役所4階 児童家庭課（1番窓口）	
宮前区		044-856-3158	宮前区役所3階 児童家庭課（30番窓口）	
多摩区		044-935-3278	多摩区役所1階 児童家庭課	
麻生区		044-965-5235	麻生区役所2階 児童家庭課（15番窓口）	

お知らせ

「川崎認定保育園」「横浜保育室」を利用する場合の保育料補助制度について

「川崎認定保育園」は、認可外保育施設のうち、面積や職員数等、市が定めた一定の要件を満たした保育施設です。幼児教育・保育の無償化に伴い、保育の必要性の認定を受けたお子さんに対して、3～5歳児クラスは月額37,000円まで、住民税非課税世帯の0～2歳児クラスは月額42,000円までを上限に、保育料が無償化されます。

また、幼児教育・保育の無償化に加え、市独自の保育料補助制度を実施しています。なお、川崎市と横浜市間の連携協定に基づき、川崎市民が横浜市内の「横浜保育室」を利用する場合も保育料補助制度の対象となります。

【川崎認定保育園等保育料補助金】

- ◎ 対象者：川崎市在住（転入予定者を含む）で月64時間以上就労し、保育料を滞納していないなど、一定の条件を満たす保護者の方
- ◎ 申込方法：保護者から施設への直接の申込み
- ◎ 保育料補助：0～2歳児クラス 市民税所得割額に応じ月額20,000円又は10,000円を上限
3～5歳児クラス 月額5,000円を上限

※1 施設ごとに開園時間や保育料等が異なりますので、入園を検討する場合には、園への問合せや見学、ホームページの閲覧等により事前に施設情報を確認してください。

※2 横浜保育室については、横浜市子ども青少年局のホームページをご確認ください。

※3 当補助制度については、川崎市ホームページをご確認ください（右のQRコードからご覧になれます。）。

